

議案第2号

知多中部広域事務組合火災予防条例の一部改正について
知多中部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年2月8日提出

知多中部広域事務組合
管理者半田市長 榑原純夫

知多中部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
知多中部広域事務組合火災予防条例（昭和49年知多中部広域事務組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 避難管理（第35条―第42条）」を「第5章 避難管理（第35条―第42条）」を「第5章 避難管理（第35条―第42条）」を第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理
（指定催しの指定）

第42条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして、当該催しを主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するもの（以下「露店等」という。）の数が、1日に100店舗を超えとして計画され、かつ、1日当たり10万人を超える人出が予想される規模として計画されているものに該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

（屋外催しに係る防火管理）

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに

(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく) 次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
 - (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
 - (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
 - (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
 - (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。
- 2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに)、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第48条の次に次の1条を加える。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第48条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第48条の次に1条を加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の知多中部広域事務組合火災予防条例第42条の2及び第42条の3の規定は、平成29年4月1日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、適用しない。